

**新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況下における
避難所運営に関する指針**

かすみがうら市

令和2年8月31日施行

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、今後もウイルスとの共生を前提に社会経済活動を行っていく必要があることから、避難所の開設、運営に当たっても、3つの密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染症対策を徹底する必要があります。

このため、市では、避難所運営マニュアル基本モデルの追加資料として、国や県の関連通知等をもとに本指針を作成しました。

各避難所においては、本指針を活用し、地域や避難所となる施設の実情に十分配慮した上で、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル等の作成、更新をお願いいたします。

また、マニュアル等の作成、更新と併せて、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営について、あらかじめシミュレーションを行っていただきますようお願いいたします。

なお、本指針は、新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項をまとめたものであり、避難所の運営に関する基本的な事項については、「避難所運営マニュアル基本モデル」を参考としていただきますよう、お願いいたします。

令和2年8月31日

総務部 総務課（危機管理担当）

目 次

1	避難所の開設、閉設基準	1
2	開設する避難所等	1
3	情報発信	4
4	対応職員	5
5	一般避難者の対応 （かすみがうらウエルネスプラザ以外の指定避難所での対応）	7
6	体調不良者の対応（かすみがうらウエルネスプラザでの対応）	1 2
7	避難所において、感染が確認された場合等の対応	1 4
8	避難所閉設後の消毒	1 4
9	指針の見直し等について	1 4

新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況下における避難所運営に関する指針

新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況において、地震、河川洪水、土砂等の災害があった場合に備え、災害から市民の生命を守るとともに、感染リスクを可能な限り低減するため、次のとおり、避難所運営等に関する事項を定める。

1 避難所の開設、閉設基準

(1) 開設基準

「避難情報」を公表した際においては、速やかに避難所を開設する。

市民への被害が想定されない状況においては、感染防止の観点から、市民が自らの判断により避難する「自主避難」の受け入れに向けた開設は行わない。ただし、地震で自宅が倒壊する恐れがあるなど、個別の避難が必要となる災害の場合は、対象者を限定した上で自主避難の受け入れも行う。

(2) 閉設基準（避難勧告等の解除）

感染リスクの低減を図るため、避難者の安全が確保された段階で、「時間帯を問わず、避難勧告等の解除」を行い、解除後においては、避難者の実情にも配慮しながら、避難所の早期閉設に努める。

2 開設する避難所等

(1) 開設する避難所

ア 感染の拡大状況や避難者に応じて、下記のとおり受け入れを行うことを基本とする。

一般の避難者、避難行動要支援者 (基礎疾患のある方も含む)	かすみがうらウエルネスプラザ以外の指定避難所
体調不良者、健康観察期間中の者 (濃厚接触者等)	かすみがうらウエルネスプラザ

※新型コロナウイルス感染の疑いのある方、健康観察期間中の方（濃厚接触者等）については、かすみがうらウエルネスプラザの保健師が対応する。そして、土浦保健所（帰国者・接触者相談センター）の指示に従う。

イ 避難所については、下記の順位で開設することを基本とする。

【風水害対策（大雨警報、土砂災害警戒情報発表など）】

○フェーズ1 ⇒ 警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）

- 【一般の避難者】
 - ・千代田公民館、千代田講堂
 - ・農村環境改善センター
- 【避難行動要支援者】
 - ・やまゆり館
- 【体調不良者等】
 - ・かすみがうらウエルネスプラザ

○フェーズ2 ⇒ 警戒レベル4（避難勧告）

※今後、さらに大雨が予測されるとともに、土砂災害の被害の恐れが高まった場合には、フェーズ1に加え、以下も開設する。

- 【一般の避難者】 ・千代田中学校 ・新治小学校（新治児童館も含む）
・あじさい館 ・霞ヶ浦北小学校（児童クラブも含む）

○フェーズ3 ⇒ フェーズ2の避難所の収容人数を超える可能性が予測される
とき

- 【一般の避難者】 ・働く女性の家

※フェーズ3以降については、気象状況や被害状況等に応じ、その他に必要な指定避難所は災害対策本部にて協議する。

【震災対策】

風水害時のフェーズ1及びフェーズ2で開設する指定避難所を同時に開設することを基本とする。また、被害状況等に応じ、その他に必要な指定避難所は災害対策本部にて協議する。

【指定避難所兼指定緊急避難場所】

1	志筑小学校	
2	新治小学校	フェーズ2
3	新治児童館	フェーズ2
4	千代田中学校	フェーズ2
5	上佐谷小学校	
6	七会小学校	
7	下稲吉小学校（北校舎2室含む）	
8	下稲吉中学校	
9	下稲吉東小学校	
10	旧下大津小学校	
11	霞ヶ浦南小学校	
12	霞ヶ浦中学校	
13	旧牛渡小学校	
14	旧佐賀小学校	
15	歴史博物館収蔵施設	
16	霞ヶ浦北小学校（児童クラブ含む）	フェーズ2
17	旧志土庫小学校	

18	かすみがうらウエルネスプラザ	フェーズ1
19	わかぐり運動公園体育館	
20	体育センター	
21	千代田公民館	フェーズ1
22	千代田講堂	フェーズ1
23	農村環境改善センター	フェーズ1
24	あじさい館	フェーズ2
25	働く女性の家	フェーズ3
26 協定避難所	真如苑 茨城本部 長禅寺	
27 福祉避難所	やまゆり館	フェーズ1
28 福祉避難所	社会福祉法人 明岳会 ピソ天神	
29 福祉避難所	社会福祉法人 霞会 ふるさと	

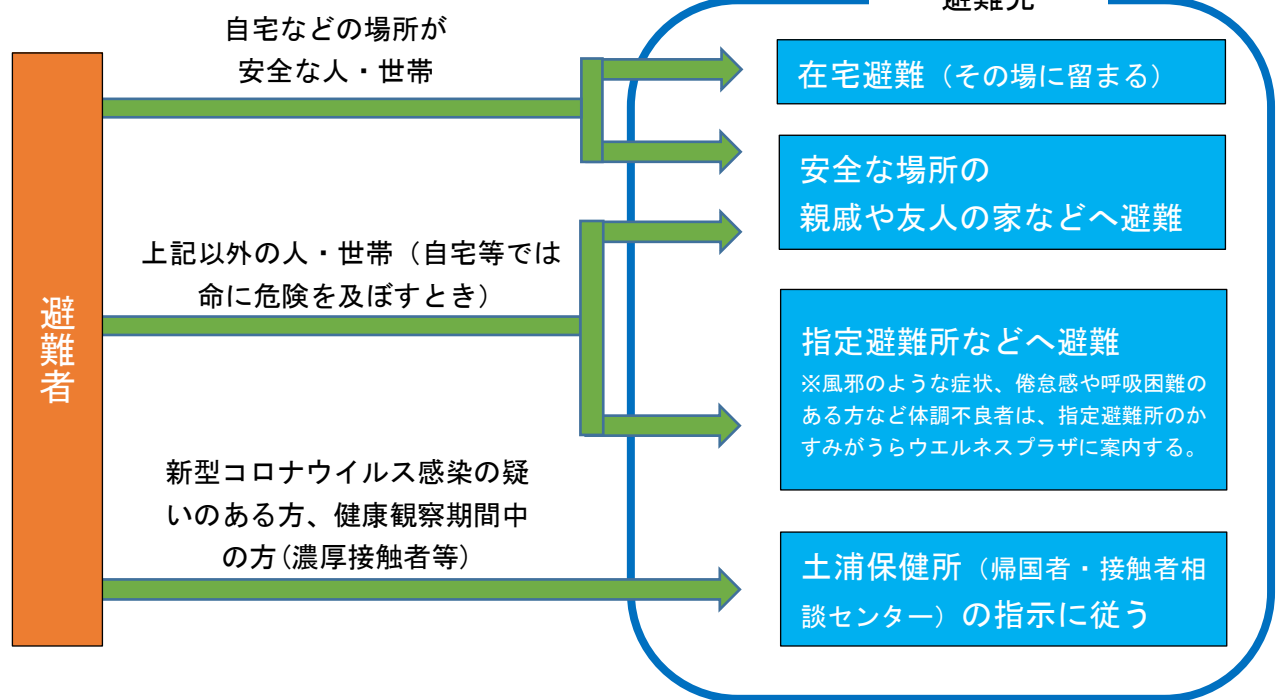
ウ 大規模災害が起きた場合は、可能な限り多くの避難所の開設し、避難者の分散を図る。

- ※ 既存の公共施設等の指定を検討する。
- ※ 地域住民の生活圏（e x . 小学校区など）を考慮する。

エ 風邪のような症状、倦怠感や呼吸困難のある方など体調不良者の避難は、自宅、親戚・友人宅への避難誘導、車中泊を勧める。それらが困難な場合は、かすみがうらウエルネスプラザに避難させる。一般の避難所に避難してしまった場合は、かすみがうらウエルネスプラザを案内するか、できない場合は、避難所内に専用スペースを設ける。

- ※ 車中泊、テント泊等の避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。特に車中泊はエコノミークラス症候群対策に注意する。

○災害時の避難先の考え方



3 情報発信

(1) 親戚・友人宅への避難の推奨

避難所の密集を避けるため、平時から、「感染症拡大を阻止するため、親戚・友人の家において避難が可能であれば、そちらに避難すること」を呼びかける。また、発生が予測できる災害の場合は、「事前に余裕を持って、親戚の家等に避難しておくこと」を広報紙やホームページ等で呼びかける。

(2) 避難場所の周知

体調不良者や健康観察期間中の者（濃厚接触者等）が他の避難者との接触することを防ぐため、平時から指定避難所等の広報に努める。

(3) マスクなど衛生用品等の持参の呼びかけ

避難所における接触や混雑を低減するため、平時から、避難の際には「体温計」や「マスク等の衛生用品」を持参するよう啓発する。

(4) 避難所での対応の呼びかけ

- ア 避難所へ入室する前には必ず検温を実施する。
- イ 避難所内は十分な換気に努める。
- ウ 避難者同士スペースの確保（※避難者間【家族間】）の距離を1～2m程度開ける）に努める。
- エ 体調不良者の専用スペースやトイレは、一般の避難者とのゾーン、動線を分ける。
- オ 新型コロナウイルス感染症に対応する避難所に特に必要な物資・資材などを整備する。

4 対応職員

(1) 動員体制

避難所開設及び運営については、初動期は市の職員が対応することを基本とする。

所属長は、避難所の数や収容規模等に応じて、あらかじめ担当職員の配置を検討し、状況によっては24時間対応が求められることもあるため、交代要員の確保及び人数も考慮する。1避難所につき3名配置（受付や避難者対応など）を基本とするが、開設時や閉設時など時間帯によって、人員が不足する場合が発生するため、所属長は状況を勘案して必要人員を増減させて配置すること。

【人員支援が必要な場合の協力課の対応表（※風水害対応のフェーズ1・2・3の場合で、基本的に、避難所開設時間が24時間を超えることが考えられる場合を想定したもの）】

	指定避難所	避難所の担当課	避難所の担当課（協力課）
フェーズ1	千代田公民館、千代田講堂	生涯学習課	スポーツ振興課、市民課 （千代田窓口センター）
	農村環境改善センター	観光課	市民課（霞ヶ浦窓口センター）、地域未来投資推進課
	かすみがうらウエルネスプラザ	健康づくり増進課（保健師除く）	国保年金課
	やまゆり館	社会福祉課	行財政改革・公共施設等マネジメント推進室
フェーズ2	千代田中学校	学校教育課	税務課
	新治小学校、新治児童館	学校教育課・子ども家庭課	納税課、検査管財課、議会事務局
	霞ヶ浦北小学校、児童クラブ	学校教育課・子ども家庭課	生活環境課
	あじさい館	介護長寿課	農林水産課 農業委員会
フェーズ3	働く女性の家	市民課（働く女性の家・中央出張所）	会計課、監査委員事務局

※ 地域防災計画（第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画 4その他）により、災害対応業務実施にあたり人員に不足が見積られる場合は、他の部等から必要な人員の支援を受け、その職員も合わせて指揮統制するものとする、とされている。

※ 総務課、情報広報課、政策経営課、市民協働課は、災害対策本部事務局を事務局所掌として担う。

※ 都市整備課、道路課、上下水道課は、道路や上下水道等の災害応急対策業務に従事する。

(2) 健康、衛生管理

ア 健康状態の確認

(ア) 対応職員は、勤務前に自身で検温を行い、施設到着時にも再度検温を行う。結果について、体調チェック表に記録するとともに、発熱が確認された場合は速やかに帰宅する。また、避難者対応中であっても、発熱の有無に関わらず咳や倦怠感等の症状がある者は、所属長の許可を得て、直ちに帰宅し休養するものとする。

(イ) 上記等により、人員の補充が必要となった場合は、所属課内で調整のうえ補充を行う。なお、職員数が少ない所属課や、避難生活の長期化で交替要員を出すことも困難な場合など、所属課内での調整が困難な場合には災害対策本部の指示に従うものとする。

イ 衛生管理の徹底

(ア) 対応職員は、避難所への入退室時はもとより、きめ細かな手指消毒を徹底する。また、対応施設に応じて、避難者対応の際には、次の装備を標準とする。

- a マスク（可能であればN95マスク）
- b フェイスシールド
- c ビニール手袋（ディスポもしくはPVC等）
- d カップなどの防護服（※かすみがうらウエルネスプラザ従事職員のみ）

※ 防護服着脱後速やかに着替え、シャワーにて除菌を行うこと。

体調チェック表									
ふりがな		肺炎球菌ワクチンの接種		※その他 記入事項					
氏名		あり・なし・不明							
月 / 日 (曜)		(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	
体温		朝 昼 夕 ℃ ℃ ℃	朝 昼 夕 ℃ ℃ ℃	朝 昼 夕 ℃ ℃ ℃	朝 昼 夕 ℃ ℃ ℃	朝 昼 夕 ℃ ℃ ℃	朝 昼 夕 ℃ ℃ ℃	朝 昼 夕 ℃ ℃ ℃	
[息苦しさ]	一つでも該当あれば[はい]を選択 ★息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ★急に息苦しくなった ★少し動くと息が上がる ★胸の痛みがある ★横になれない・座らないと息ができない ★肩で息をしている・ゼーゼーしている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
[味覚・嗅覚]	味や匂いを感じられない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
[喀痰・咳嗽]	咳やたんが、ひどくなっている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
[全身倦怠感]	起きてるのがつらい	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
[嘔気・嘔吐]	嘔吐や吐き気が続いている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
[下痢]	下痢が続いている(1日3回以上の下痢)	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
	その他の症状 (食事食べられない、半日以上尿が出ていない、鼻水・鼻詰まり、のどの痛み、結膜充血、頭痛、関節筋肉痛、けいれん、その他の気になる症状)	はい・いいえ (具体的症状)	はい・いいえ (具体的症状)	はい・いいえ (具体的症状)	はい・いいえ (具体的症状)	はい・いいえ (具体的症状)	はい・いいえ (具体的症状)	はい・いいえ (具体的症状)	

5 一般避難者の対応（かすみがうらウエルネスプラザ以外の指定避難所での対応）

(1) 必要品

【受入れ・受付時】

マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、アルコール消毒液、体温計、受付セット（テーブル、鉛筆、避難者カード、体調チェック表）、クリアフェンス、消毒用拭き清掃タオル

【避難スペース内】

パーテーション、段ボールベット、避難マット、2mトラロープ、アルコール消毒液、養生テープ、ごみ袋、簡易トイレ、簡易クーラー、医療用弾性ストッキング、バッテリー式投光器

(2) 受入れ準備

ア 受入れ準備として、入口で健康チェックを行う。

イ 健康チェックの際、手指の消毒、マスクの装着（未装着者へ配布）を促し、クリアフェンス越しに体温測定及び健康状態の問診を実施する。

ウ 体温測定及び健康状態の問診の結果、異状が無ければ一般の避難者用の受付に誘導する。異常がある場合は、体調不良者用の受付に誘導する。

※ 体調不良者等は、原則、かすみがうらウエルネスプラザに避難してもらう。もし一般の避難者対応の避難所に体調不良者が避難してきた場合は、かすみがうらウエルネスプラザに移動（原則、自力）してもらうよう話をする。自力で移動ができない方は、市（市災害対策本部事務局）で輸送車両の確保をし、移送する。またそれまで間、一旦体調不良者用の受付をして専用スペースに誘導し、一般の避難者との動線を分けるよう注意を払う。

エ 職員待機場所の確保

職員を媒体とした感染の拡大防止、職員の安全確保のため、職員が待機する場所を避難者と離れた場所に確保する。※個別の電話対応が可能な環境の場所が望ましい。

(3) 受付、誘導

ア 受入れ準備後に受付に進み、「避難者カード」への氏名、住所、電話番号、健康チェック（体温、基礎疾患の有無など）等を記載する。また、健康観察期間中か否か、それに準じる事由はないかなど、確認を行う。確認作業は、言葉をかけるのではなく、用紙に記された症状を指さしして行う。

イ 上記の確認の結果、一般の避難所での受け入れが困難とした避難者は、かすみがうらウエルネスプラザに避難してもらうよう案内する。その間、一般避難者ゾーンと分けた専用スペース（体調不良者ゾーン）に誘導し、「6 体調不良者の対応」に基づき対応する。

※受付で体温 37.5℃以上、咳 鼻水 くしゃみ のどの痛みの項目のみのチェックの場合は、1時間後に再度体温を測り、37.5℃未満となれば、避難所で様子をみる。ただし、「普段と様子が違う」と本人が訴えていたり、本人の希望がある場合、また判断に迷った場合には、ウエルネスプラザに連絡することとする。

避難者カード

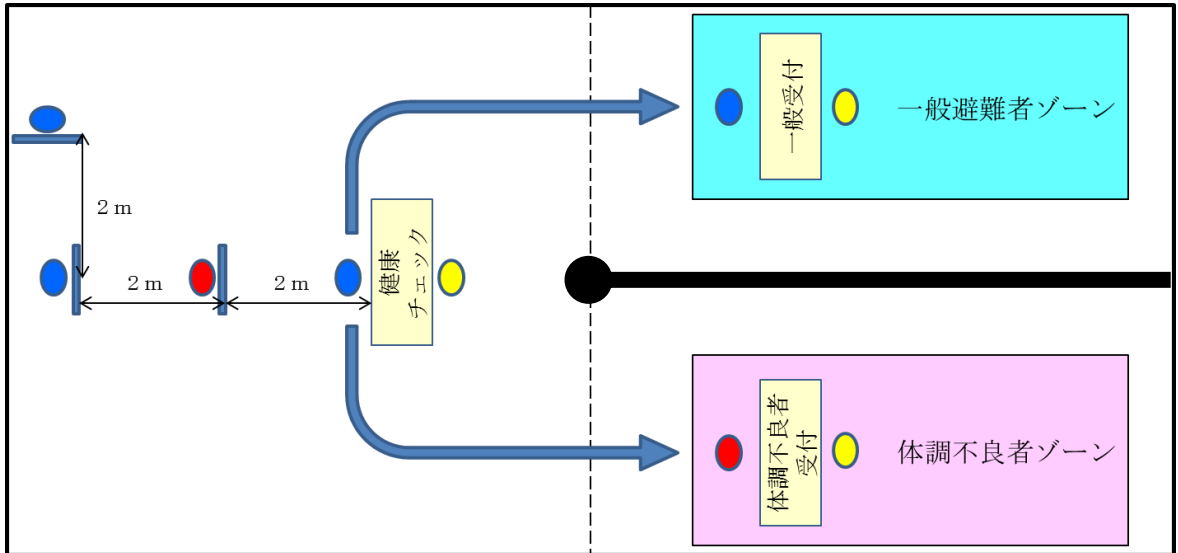
受付日時 令和 年 月 日 :

() 避難所 No.

1	家族代表氏名						
2	生年月日	M T S H R	年	月	日	年齢	歳
3	現住所	かすみがうら市					
4	性別	男		女			
5	電話番号						
6	車種 車番						
7	家族構成	氏名	性別	年齢	体温・健康状態 (症状をチェック)		
					℃: 基礎疾患 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 疾患名 () 持参薬 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 お薬手帳持参 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 味覚障害 <input type="checkbox"/> 嗅覚障害 <input type="checkbox"/> 濃厚接触者		
					℃: 基礎疾患 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 疾患名 () 持参薬 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 お薬手帳持参 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 味覚障害 <input type="checkbox"/> 嗅覚障害 <input type="checkbox"/> 濃厚接触者		
					℃: 基礎疾患 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 疾患名 () 持参薬 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 お薬手帳持参 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 味覚障害 <input type="checkbox"/> 嗅覚障害 <input type="checkbox"/> 濃厚接触者		
					℃: 基礎疾患 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 疾患名 () 持参薬 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 お薬手帳持参 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 味覚障害 <input type="checkbox"/> 嗅覚障害 <input type="checkbox"/> 濃厚接触者		
8	その他						

避難所記入欄【利用不可の場合の対応】

保健師対応・消防本部対応・保健所への連絡・救急要請・その他 ()



(4) 避難者間の接触・交流、面会の自粛（避難者への広報）

避難所内での感染を防ぐため、避難者同士の接触・交流、避難者外との面会を避けるよう、要請するとともに、止むを得ず会話する場合は、マスク着用の上、2 m程度離れて行うよう、啓発を行う。

(5) 避難スペース

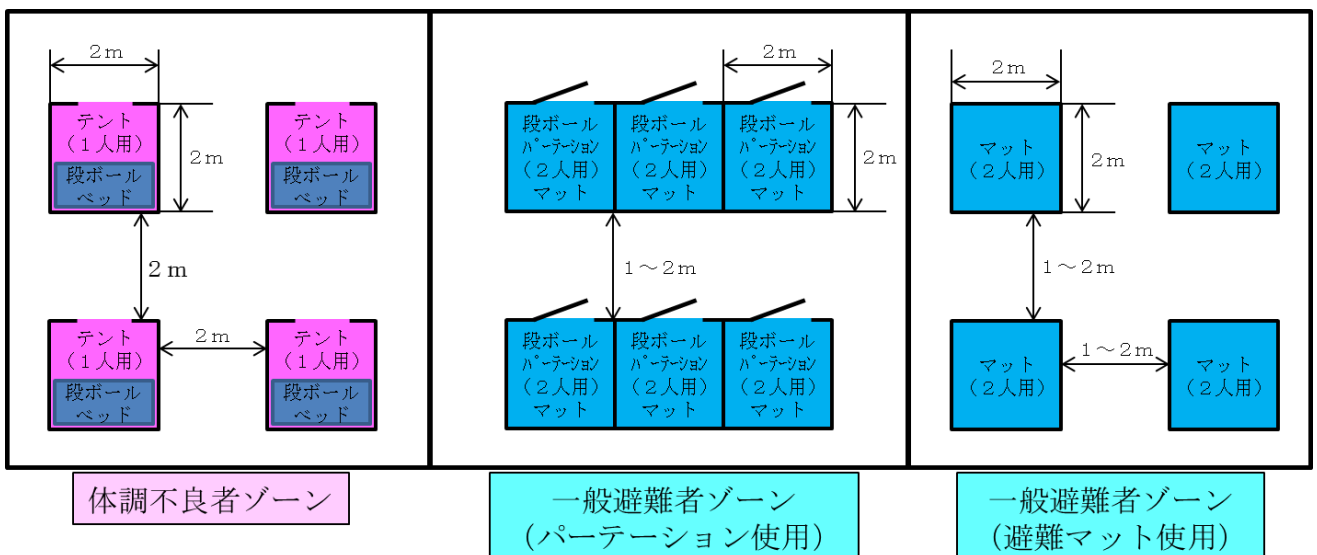
ア 避難スペースでは、避難者が滞在する区画が隣との距離を1～2 m以上離すよう配慮する。

イ 十分な距離が保てない場合は、他の部屋等も活用しながら避難者の分散を図る。

ウ 「パーテーション」「段ボールベット」「避難マット」の活用

避難所における避難者の衛生環境を向上させ、避難所における感染症の感染拡大を予防するため、基本的には世帯単位（一般避難者ゾーン：1区画：4㎡で2人）で設置を行う。

エ 避難スペースでは、誰がどこの区画等に滞在しているか分かるように、区画ごとに番号等を付し、管理する。



(6) 避難者対応

ア 健康状態の確認

- (ア) 体温計持参者に朝・夕の体温測定及び体調チェック表の記入を呼びかけるほか、巡回による体調確認を行う。
- (イ) 体調が悪化した者がいた場合は、速やかに避難所のリーダー若しくは市の担当者に連絡し、リーダー及び市の担当者は、保健師・消防本部へ連絡、救急要請し、指示を受ける。保健師に連絡後、保健師から特別な指示がある場合を除き、速やかに専用スペースへ移動するとともに、当該避難者の避難スペース及び共有部の消毒を行う。

イ 衛生環境の確保

- (ア) 避難所への入退室時には必ず手指消毒を徹底するとともに、手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底を図る。
 - ※ マスク未装着者を発見した場合は、声かけ・配布を行う。
- (イ) 避難所においては、避難者の体調悪化を招かない範囲で窓を開口する。常時開口が困難な場合は、毎時1回10分程度、2方向の窓を全開にする。
- (ウ) トイレやロビー等の共用部については、最低1日3回以上、拭き取り等により消毒を行う。
- (I) その他、手すりや物資等についても可能な限り消毒に努める。

ウ 避難生活を行っているゾーン分けの徹底

- (ア) 避難者の受入れを「一般」、「体調不良者等」の両方のゾーンを使用している場合は、ゾーン間の移動を行わないよう避難者に指示する。
- (イ) 避難者支援については、以下のとおり、ゾーンごとに分けて行い、ゾーン間の接触を可能な限り避ける。
 - a 支援物資はゾーンごとに保管、提供を行う。
 - b 情報の掲示場所をゾーンごとに分ける。

6 体調不良者の対応（かすみがうらウエルネスプラザでの対応）

(1) 必要品

カッパなどの防護服、その他、5の一般避難者の対応と同様。

(2) 受入れ準備

ア 受入れ準備として、入口で健康チェックを行う。

イ 受付の際、手指の消毒、マスクの装着（未装着者へ配布）を促し、クリアフェンス越しに体温測定及び健康状態の問診を実施する。また、職員は防護服を着用する。

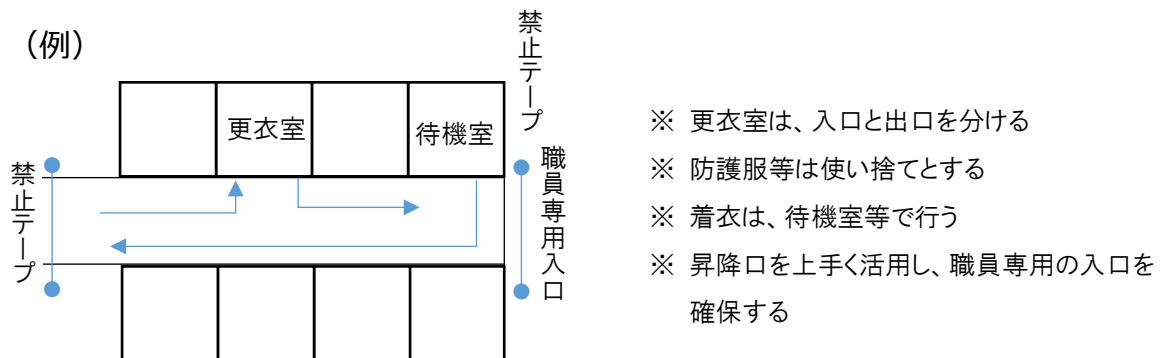
ウ 職員待機場所、更衣室、職員専用出入口の確保

(ア) 職員を媒体とした感染の拡大防止、職員の安全確保のため、職員が待機する場所を避難者と離れた場所に確保する。※個別の電話対応が可能な環境の場所が望ましい。また、可能であれば職員専用の出入口を確保する。

(イ) 防護服を脱ぐための更衣室を別に確保する。更衣室には、防護服等を収容するための十分な量のゴミ袋、ゴミ箱（足で開閉するタイプが望ましい。）、消毒用具を用意する。

(ウ) 待機場所、更衣室、専用出入口の設置に当たっては、防護服着用が必要なゾーンと非着用のゾーンで動線が重複しないよう留意する。

(I) 待機場所や更衣室は、立ち入り禁止テープの設置や張り紙の掲示等により、避難者が立ち入らないような措置を講じる。



(3) 受付、誘導

ア 受入れ準備後に受付に進み、「避難者カード」への氏名、住所、電話番号、健康チェック（体温、基礎疾患の有無など）等を記載する。また、現在の健康状態について、可能な範囲で確認を行う。確認作業は、言葉をかけるのではなく、用紙に記された症状を指さしして行う。

イ 体調不良者であるか、健康観察期間中の者（濃厚接触者等）であるか、の確認を行い、避難スペースへ誘導する。

(4) 避難者間の接触・交流、面会の自粛（避難者への広報）

5の一般避難者の対応と同様。

(5) 避難スペース

ア 避難スペース（体調不良者ゾーン）は、体調不良者、健康観察期間中の者（濃厚接触者等）等で部屋を分ける。

イ 避難スペースでは、避難者が滞在する区画が隣との距離を2m以上離すよう配慮する。

ウ 十分な距離が保てない場合は、他の部屋等も活用しながら避難者の分散を図る。

エ 「間仕切りテント」「段ボールベット」「避難マット」の活用

避難所における避難者の衛生環境を向上させ、避難所における感染症の感染拡大防止のため、体調不良者については1区画1名（体調不良者ゾーン：1区画：4㎡で1人）で設置を行う。健康観察期間中の者については、基本的には世帯単位（1区画：4㎡で2人）で設置を行う。

オ 避難スペースでは、誰がどこの区画等に滞在しているか分かるように、区画ごとに番号等を付し、管理する。

(6) 避難者対応

ア 健康状態の確認

(ア) 体温計持参者に朝・夕の体温測定及び体調チェック表の記入を呼びかけるほか、巡回による体調確認を行う。

(イ) 体調が悪化した者がいた場合は、速やかに避難所のリーダー若しくは市の担当者に連絡し、リーダー及び市の担当者は、保健師・消防本部へ連絡、救急要請し、指示を受ける。保健師に連絡後、保健師から特別な指示がある場合を除き、速やかに別の専用スペースへ移動するとともに、当該避難者の避難スペース及び共有部の消毒を行う。

イ 衛生環境の確保

(ア) 避難所への入退室時には必ず手指消毒を徹底するとともに、手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底を図る。

※ マスク未装着者を発見した場合は、声かけ・配布を行う。

(イ) 避難所においては、避難者の体調悪化を招かない範囲で窓を開口する。常時開口が困難な場合は、毎時1回10分程度、2方向の窓を全開にする。

(ウ) トイレやロビー等の共用部については、最低1日3回以上、拭き取り等により消毒を行う。

(I) その他、手すりや物資等についても可能な限り消毒に努める。

ウ 避難生活を行っているゾーン分けの徹底

- (ア) 体調不良者、健康観察期間中の者（濃厚接触者等）等のゾーン間の移動を行わないよう避難者に指示する。
- (イ) 避難者支援については、以下のとおり、ゾーンごとに分けて行い、ゾーン間の接触を可能な限り避ける。
 - a 支援物資はゾーンごとに保管、提供を行う。
 - b 情報の掲示場所をゾーンごとに分ける。

7 避難所において、感染が確認された場合等の対応

避難所において新型コロナウイルスの感染者が確認された場合等は、速やかに避難所のリーダーが市の災害対策本部に連絡し、市の災害対策本部は保健所に報告する。市は保健所の助言等を得て、必要な対策（※避難者に速やかにかすみがうらウエルネスプラザ又は保健所等の指定する施設へ移動をお願いし、当該避難者の避難スペース及び共有部の消毒を行う。）を講じる。また、応対した職員は、濃厚接触者の可能性がある事から、自宅待機による健康観察とする。（※県保健福祉部 避難所感染症対策の手引きより）

8 避難所閉設後の消毒

避難所閉設後は、アルコール消毒液を使い、よく手に触れる場所（机、手すり、ドアの取っ手、蛇口、スイッチなど。トイレ等も含む）を中心に、拭き掃除をします。

- ※ トイレの清掃については、茨城県保健福祉部作成の「避難所感染症対策の手引き」を参照の上、行ってください。

9 指針の見直し等について

指針については、感染拡大の状況等を踏まえて、随時見直しを行うものとする。

また、現地対応においては、現地の状況に応じて、臨機応変に対応することが重要であることから、指針の対応に疑義が生じた場合は、速やかに災害対策本部に連絡し、対応を協議するものとする。

なお、本資料を使用するにあたっては、県が策定している

- ・「避難所感染症対策の手引き」平成 29 年 12 月（茨城県保健福祉部）
 - ・「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営について（R2.5.19 版）」（茨城県防災・危機管理部）
 - ・「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所レイアウト（例）」（茨城県防災・危機管理部）
 - ・「新型コロナウイルス感染症対策時の避難フロー（例）」（茨城県防災・危機管理部）
 - ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」令和 2 年 4 月 7 日（内閣府（防災担当））
- 等も併せて活用するようにお願いします。